

<報道発表資料>

カテゴリー:お知らせ

令和6年12月4日

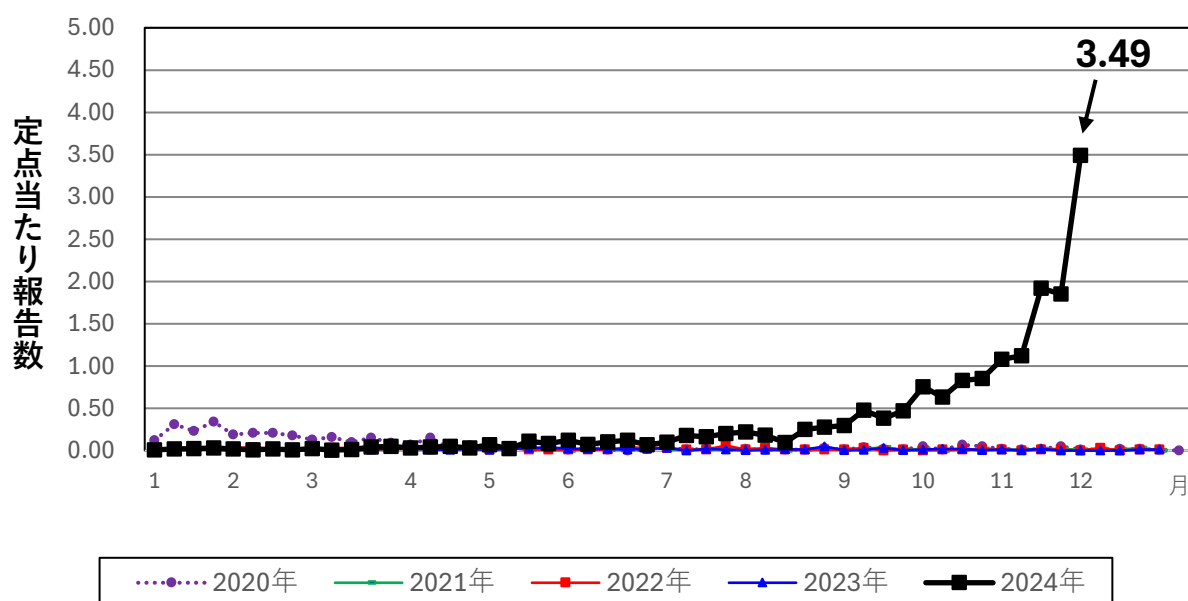
伝染性紅斑の流行警報を発令します！ ～咳エチケット、手洗いをして感染予防に努めましょう～

埼玉県感染症発生動向調査による県内医療機関（定点）からの伝染性紅斑の報告数が、本年第48週（令和6年11月25日から12月1日）に、1定点当たり3.49人となり、国の定める警報の基準値である2人を超えました。警報を発令するのは平成27年5月以来9年7か月ぶりです。また、1定点当たり3.49人は、統計のある1999年以降最大です。

保健所管内別での1定点当たり報告数は、多い順に、南部保健所（12.00人）、さいたま市保健所（6.04人）、川口市保健所（4.54人）となっています。

伝染性紅斑は特徴的な発疹が現れる前に感染が広がりやすいので、普段から咳エチケット、手洗いなどの対策を心がけ、感染予防に努めましょう（後述の【伝染性紅斑の予防のポイント】参照）。

伝染性紅斑（埼玉県）



【伝染性紅斑とは】

伝染性紅斑は、両頬に現れる境界鮮明な紅い発疹を特徴とするヒトパルボウイルス B19 を原因とする感染症です。りんごのように頬が赤くなることから、「りんご（ほっぺ）病」ともよばれます。

潜伏期間は 10～20 日で、両頬の発疹に続いて、手や足に網目状の発疹が現れ、これらの発疹は 1 週間前後で消失することがほとんどです。大人では、両頬の赤い発疹は少なく、関節痛や頭痛などが出現し、関節炎症状により 1～2 日歩行が困難になることがあります。ほとんどは自然に回復します。

妊娠中に感染した場合、まれに胎児の異常（胎児水腫）や流産が生じる可能性があります。

頬に発疹が現れる 7～10 日くらい前に微熱や風邪のような症状が見られ、この時期にウイルスが最も多く排泄されます。発疹が現れた時には既にウイルスの排泄はほとんどなく、感染力はほぼ消失しています。

主な感染経路は、患者の咳やくしゃみなどのしぶき（飛沫）に含まれるウイルスを吸い込むことによる「飛沫感染」、ウイルスが付いた手で口や鼻などの粘膜に触れることによる「接触感染」です。

【伝染性紅斑の予防のポイント】

・マスクの着用等普段からの咳エチケットの励行

飛沫感染を防ぐため、普段からマスクの着用等咳エチケット（(1)咳やくしゃみを他の人に向けて発しないこと、(2)マスクをしない状態で咳やくしゃみが出るときはハンカチなどで口を覆うこと、(3)手のひらで咳やくしゃみを受け止めた時はすぐに手を洗うこと等）を守ることを心掛けましょう。

・外出後の手洗い等

接触感染を防ぐには、手指などに付いたウイルスを流水・石けんによる手洗いで物理的に取り除くことが有効です。なお、アルコールによる消毒効果は弱いとされています。

・妊娠期間における患者との接触の回避

妊娠中あるいは妊娠をしている可能性がある人は、伝染性紅斑の患者や、

風邪の症状がみられる方との接触をできる限り避けるよう注意してください。

【伝染性紅斑が疑われる場合は】

周りへの感染に気を付けましょう。

症状によっては、早めに医療機関を受診しましょう。

伝染性紅斑に特別な治療法はありません。症状に応じた対症療法を行うことになります。

【参考】

1 感染症発生動向調査について

都道府県及び保健所設置市が定点医療機関（モニター）から感染症患者の受診状況について毎週報告を受け、流行状況を把握するものです。

伝染性紅斑については、埼玉県医師会の協力を得て、164 の定点医療機関を指定しています。

2 その他参考情報

埼玉県感染症情報センターホームページ

<https://www.pref.saitama.lg.jp/b0714/surveillance/index.html>

国立感染症研究所ホームページ「伝染性紅斑とは」

<https://www.niid.go.jp/niid/ja/kansennohanashi/443-5th-disease.html>